

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園使用権の継続の承認
概要	大阪市設霊園条例により、使用者の霊園使用権が消滅した後、大阪市がその墳墓を改葬・移転するまでに親族・縁故者がその場所を継続して使用したいと申出があれば、市長はその使用権を継続させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第17条第3項 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第19条 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	○次の要件を充たす場合に限り、継続使用を承認することができる。  1 関係者（親族、縁故者）間で、申請者が使用権を継続することについて協議が整っていること
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	随時
提出方法	霊園継続使用申請書、元使用者の霊園使用許可証、霊園継続使用申立書、誓約書、住民票、戸籍謄本および印鑑登録証明書を使用する霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	250円の手数料が必要となります。
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備考	